1.市町村が主体的に『防災都市づくり計画』を策定する。

市町村において防災都市づくり計画を策定する。

災害応急対策をはじめ総合的な防災計画である「地域防災計画」と、土地利用や都市施設、市街地再開発等を計画する「都市計画」が連携し、防災都市づくりを推進する。

市町村は、根幹的な都市防災施設である延焼遮断帯や避難地・避難路の整備に加え、 防災上危険な密集市街地などの改善に関するマスタープラン(「防災都市づくり計画」) を策定し、計画的に安全な市街地の形成を図る。

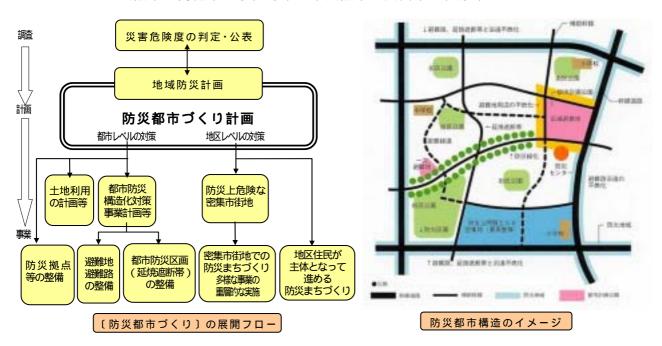
なお、複数の市町村に関する広域計画は、大阪府において定める。

自助・共助・公助の一連の取組を推進するため、防災都市づくり計画の検討委員会への市民の参画など公民協働による計画検討を行うことが望ましい。

参照 P.19 箕面市防災都市づくり計画の検討体制

【主な取組み】

- ・平成 14 年 3 月「大阪府防災都市づくり広域計画(骨子)」を公表。
- ・府内では6市が防災都市づくり計画策定(平成16年3月現在) *大阪市 高槻市 泉佐野市 東大阪市 箕面市 松原市



【参考】 大阪府防災都市づくり広域計画(骨子)〔平成 14 年 3 月公表〕

- (目的) 広域的観点から広域避難地や避難路など、骨格となる施設の整備を促進 本計画をもとに市町村の『防災都市づくり計画』の策定を促進
- (特徴) 市町村境界を越える広域的な観点 既存ストックの効果的な活用 府関係部局、市町村、民間との連携による総合的な防災対策

(内容)

- 1 既存の広域避難地の強化 府営公園の一層の防災性の向上等
- 2「都市型広域避難地(仮称)」の提案

10 h a (広域避難地の規模基準)に満たない公園、農地などのオープンスペースや学校、公共住宅など、既存ストックを組み合わせて一体的に避難地として活用し、既存の広域避難地を補完。地震災害による都市大火の危険性が高い大阪市外縁 12 市において 32 ヶ所を候補地に設定。

各候補地の安全性検討を踏まえ、活用可能なものは地域防災計画等の位置付け、広域避 難地等として活用していく。

残火災による最大延焼範囲の想定分布 (上町・生駒断層系) *大阪府地震被害想定調査(H9.3) 都市型広域避難地にない。 32ヶ所が広域避難地になれば、右図のように避難困難区域が解消される

防災都市づくり計画の検討にあたっては、災害危険度判定調査(*)を活用する。

(*)「災害危険度判定調査」

地震等による都市災害に対して、建物倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性などの指標により都市レベル・地域レベルの危険度を評価する調査。

これにより地域の防災上の課題を明らかにし、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、調査結果の公表により住民の防災まちづくり活動の気運を醸成する。

参照 P.20 都市防災総合推進事業 参照 17.災害危険度の公表

防災都市づくり計画を地域防災計画に位置づける。

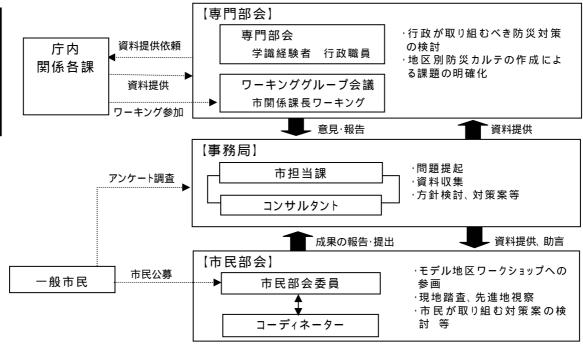
策定した防災都市づくり計画は、地域防災計画にその内容を位置づける。

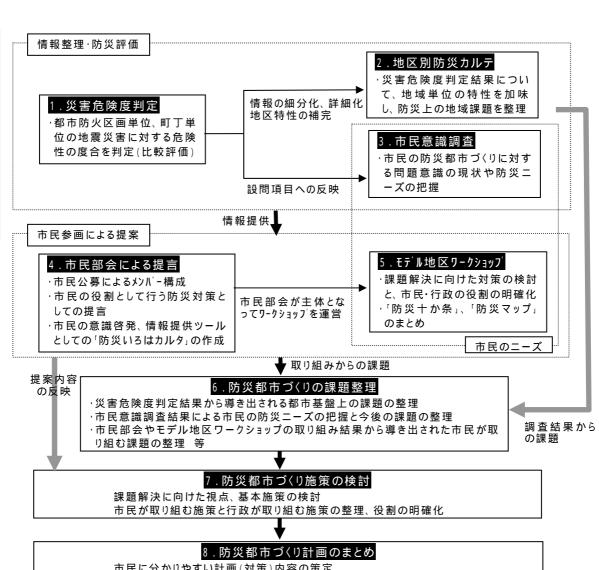
なお、防災都市づくり計画の策定に際しては、「市町村の都市計画に関する基本的な 方針」等の基本計画との連携に努める。

防災都市づくり計画に位置づけられた施設の都市計画を進める。

避難路となる街路、避難地となる公園等について都市計画を進めるとともに、計画的、 段階的な整備に努める。

【参考】 箕面市防災都市づくり計画の検討体制及び策定フロー





市民に分かりやすい計画(対策)内容の策定 防災都市づくりに向けた取り組み推進

[参考]

都市防災総合推進事業(平成 14 年度 国土交通省創設)(大阪府窓口:総合計画課)

(事業の経緯)

昭和 55 年度 都市防災不燃化促進事業創設

平成 9年度 都市防災構造化推進事業創設

(都市防災不燃化促進事業に加え、災害危険度判定等調査事業、住民等の まちづくり活動支援事業、地区公共施設等整備事業を補助対象化)

平成 12 年度 都市防災推進事業創設

(平成 12 年度創設の都市再生推進事業における都市防災に関するメニ ューとして再編)

平成 14 年度 都市防災総合推進事業創設

(地域の実情に応じて効率的に運用できるよう統合補助金化)

(目的) 既成市街地における防災上危険な密集市街地等において、防災性の向上等を図る ため、都市の防災構造化や住民に対する防災意識向上を総合的に推進。

(内容)(1)災害危険度判定調査(補助率1/3)

地震による都市大火等の延焼・避難危険度等から重点的かつ緊急に整備を要 する地域を明確化。

- (2)住民等のまちづくり活動支援(補助率1/3) 住民等への啓発活動、まちづくり協議会活動、地区のまちづくり方針作成を 助成。
- (3)地区公共施設等整備(補助率1/2 用地費は1/3) 道路、公園、広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設整備を支援。
- (4)都市防災不燃化促進(補助率1/2) 避難路、避難地、延焼遮断帯周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する ための助成。
- 窓口:国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市防災対策室)

